

付属資料

- ・ 逗子市生涯学習推進本部に関する要綱
- ・ 逗子市生涯学習推進懇話会運営要綱
- ・ 逗子市生涯学習推進懇話会委員名簿
- ・ 逗子市生涯学習推進懇話会開催経過

逗子市生涯学習推進本部に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、逗子市生涯学習推進本部（以下「推進本部」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 生涯学習推進計画の策定に関すること。
- (2) 生涯学習施策の総合企画及び調整に関すること。
- (3) その他生涯学習施策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、逗子市事務分掌に関する規則（平成21年逗子市規則第10号）に規定する部長、逗子消防本部組織等規則（昭和52年逗子市規則第18号）に規定する消防長及び逗子市教育委員会事務分掌規則（平成21年逗子市教育委員会規則第2号）に規定する部長をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、必要に応じて推進本部の会議を招集し、これを主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(連絡調整会)

第5条 推進本部に第2条に規定する所掌事務の連絡調整を行うため、連絡調整会を設置する。

2 連絡調整会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

3 会長は市民協働課長、副会長は社会教育課長をもって充てる。

4 委員は、秘書広報課長、企画課長、総務課長、生活安全課長、社会福祉課長、環境管理課長、消防総務課長及び教育総務課長をもって充てる。

5 第4条第1項の規定は会長について、同条第2項の規定は副会長について準用する。

(協力の要請)

第6条 本部長又は会長は、特に必要があると認めるときは、本部員又は委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、市民協働課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

逗子市生涯学習推進懇話会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、逗子市の生涯学習施策に関して、広く市民、関係者等の意見を聴取することを目的に逗子市生涯学習推進懇話会（以下「懇話会」という。）を開催し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(メンバー)

第2条 懇話会のメンバーは、次に掲げる者とする。

- (1) 公募による市民
- (2) 逗子市社会教育委員会議の推薦を受けた者
- (3) 生涯学習活動に取り組む者
- (4) その他市長が必要があると認めた者

2 懇話会への参集の求めは市長が行い、案件等に鑑みて一定の期間を定めて、同一の者に対して継続して求めるものとする。

(座長及び副座長)

第3条 懇話会に座長及び副座長を置き、メンバーの互選により定める。

2 座長は、懇話会の会議の進行、調整等を行う。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(アドバイザー)

第4条 市長は、懇話会の開催に当たり、生涯学習の推進について知識経験を有するアドバイザーを置くことができる。

(協力の要請)

第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、参加者以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、市民協働課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

逗子市生涯学習推進懇話会メンバー名簿

(敬称略・順不同)

	氏 名	選出母体等	備 考
メンバー	金山 彰風	公募による委員	座 長
メンバー	大石 忠	公募による委員	
メンバー	津留崎 寿美子	逗子市社会教育委員会議	
メンバー	田中 肇	逗子市文化協会	
メンバー	龍村 敦子	逗子市ボランティア連絡協議会	
メンバー	小林 仁	ズシップ連合会	
メンバー	東 弘之	公益財団法人 逗子市体育協会	
メンバー	岸名 祐美子	逗子市青少年指導員連絡協議会	
メンバー	關 正義	特定非営利法人ずし学習塾推進の会	
メンバー	宮下 重美	逗子市育児サークル連絡協議会	副座長
メンバー	大堀 泰	逗子市立中学校長会	
メンバー	服部 誠	社会福祉法人 逗子市社会福祉協議会	
アドバイザー	高橋 美恵子	関東学院大学 文学部現代社会学科 教授 (学識経験を有する者)	

逗子市生涯学習推進懇話会開催経過

	開催日	議 題
第1回	平成26年7月15日	① 「総合計画」、「基幹計画」、「個別計画（生涯学習活動推進プラン）」の関係について ② 「生涯学習活動推進プラン」の基本的な考え方について
第2回	平成26年9月30日	基幹計画「共に学び、共に育つ、共育（きょういく）のまち推進プランとの関係性について
第3回	平成26年11月14日	生涯学習活動推進プランの素案に関する意見聴取及び協議
第4回	平成27年1月23日	生涯学習活動推進プランのパブリックコメント(案)に関する意見聴取及び協議
第5回	平成27年3月27日	生涯学習活動推進プラン（原案）の採択